助成事業完了報告書

日本財団 会長 笹川 陽平 殿 報告日付:2014年4月14日

事業 I D: 2012056556

事業名:基盤整備

団体名:公益財団法人海難審判・船舶

事故調查協会

代表者名:会長 前川 弘幸

TEL:03-3512-8140 FAX:03-3512-8142 事業完了日:2014年3月31日

事業費総額	32,400,000円	
自己負担額	0円	
助成金額	32,400,000円	

事業内容:

I 海難審判等に関する調査研究事業(定款第4条第1号・第4号)

1. 海難審判裁決例調査研究事業(自主事業)

海難審判裁決について、海難審判所裁決例集に取り上げるべき裁決の選定、 判示事項の摘出等について調査研究するとともに、その他の海難防止上必要な 事項について調査研究を行うものである。

2013年度においては、学識経験者、海技専門家、海事補佐人及び海難審判所の審判官・理事官により構成する「海難審判裁決例調査研究会」を4回にわたり開催し、2011年中に裁決言渡のあった主要な事件等について調査研究を行い、42件を裁決例とすることを決定した。

また、調査研究の結果については、とりまとめて海難審判裁決例集を編集、 刊行し、海難防止のために広く活用できるようにした。

2. 船舶事故調查報告書事例研究事業(自主事業)

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書等について、船舶事故の再発 防止に有用な重大な事故事案及び統計に関し、その活用策について調査研究を 行うものである。 2013年度においては、運輸安全委員会事務局の船舶事故調査官等と検討会及び学識経験者、海技専門家等による懇談会を開催した。

その結果、運輸安全委員会事務局の地方事務所8か所が、船舶事故調査報告書を活用して、それぞれの事務所管轄で特色ある海域、船種、事故種類などにテーマを絞り分析を行ったものを取りまとめ「地方事務所における船舶事故の分析」を刊行した。

Ⅱ 海難審判関係人等の権利擁護事業(定款第4条第2号)

1. 海難審判の扶助事業(日本財団助成事業)

海難審判において、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない海難審判 関係人のために、必要な経費の扶助を行う。海難審判関係人から扶助の申出の あった事件については毎月開催(年間12回)される「海難審判扶助審査委員 会」でこれを審査、決定する。

したがって、本事業は、海難審判関係人の権利を擁護するとともに、公正な 海難審判の運用に資することを目的としている。

2013年度においては、海難審判関係人95人から電話等による申し出があったが、地方支部員による事前の審査によって59人が扶助制度の趣旨に合致したが、そのうち5人の取り下げがあり、54件(54人)を「海難審判扶助審査委員会」で審査を行った。その結果、海難審判関係人から扶助申請のあった54人(事件数54件)ついて扶助決定を行った。

また、海難審判関係人が扶助制度をより一層理解してもらうため、パンフレット「海難審判扶助とは・・・」を印刷製本して配付した。

2. 海難審判等の相談事業 (日本海事センター補助事業)

全国9か所の公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会相談所において、海難を起こし審判を受ける船員や船舶事故調査官の調査を受ける船員などのための一切の相談に無償で受けるものである。

2013年度においては、全国9か所で海難関係人等1,004名の相談に応じた。

また、相談員同士の意見及び情報交換を目的とした「相談員会議」を東京本部において開催した。

その他、相談事業の周知・啓発活動の一環として相談用のチラシ及び海難審

判等の無料相談を印字したマグネットバーを制作し、賛助会員をはじめ海事関係団体等に配付した。

- Ⅲ 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発事業(定款第4条第3号、 第5号)
 - 当協会のイメージキャラクター(マリン君)を制作し、機関誌「ふねとうみ」で紹介するとともに、マリン君のイラストを使い、当協会の発刊物等の内容をより理解しやすいように務めた。

1. 海難情報等提供事業(自主事業)

当協会のホームページを通じて検索機能を備えた全裁決の提供、事業の照会、海難に関する種々の情報・資料等を海事関係者のみならず、広く社会一般に発信するものである。

2013年度においては、当協会のホームページに2004年(平成 16 年) \sim 2010年(平成 22 年)までの7年分の全裁決4、299件を新たに掲載した。

また、日本財団からの助成による「海難審判庁裁決録の電子化による海難防 止推進事業」の成果物である平成元年~同15年まで及び自主事業として平成 20年までの裁決データ情報を、運輸安全委員会がホームページで運用してい る「船舶事故ハザードマップ」にリンクを張ることにより提供した。

同じく日本財団からの助成による「海難審判庁裁決の海難防止活動への利用事業」の成果物である平成9年に制作したビデオ「炎上-内航タンカの衝突-」 (※その後、DVD化した。)を現在でも利用できるよう再編集した。

2. 図書、会誌刊行事業(自主事業)

ア 2012年1月から12月までの裁決を利用しやすいように2分冊の「海 難審判所裁決録」として編集、刊行し、有償で提供した。

- イ 2011年分の「海難審判所裁決録」に掲載している事件の船名、発生場 所及び海難原因等別を「海難審判所裁決録索引」として編集、刊行し、海難 審判所裁決録を購入した者に無償で提供した。
- ウ 本協会の事業を周知啓発するため、機関誌「ふねとうみ」を刊行して、賛

助会員、関係行政機関及び海事関係団体等に無償で配付するものである。 2013年度は、機関誌を年3回、各2,000部を刊行、配付した。

事業目標の達成状況:

当協会は、海難審判行政及び運輸安全委員会行政(船舶事故調査に関すること。) に関連する海難審判事件等の調査研究、海難審判での海難審判関係人の権利を擁護 ることにより、海難審判の適正な運用に資するとともに、船舶事故等の調査に関す る調査研究を行うなど、海事の発展に寄与することを目的としている。

そのために、海難審判及び船舶事故調査に関する調査研究事業、海難審判関係人等の権利擁護事業、広報、周知啓発事業の3部門に分けて公益事業を展開している。 その結果、2013年度においては、十分にその目的を達成することができ、我が国の海難防止のため、大きく寄与、貢献することができた。

収支計算書

2013年度収支計算書 別添のとおり